

## 学校生活のきまり等について（令和5年度）

| 項目               |   | 生徒が守る必要事項   | 特に留意する点  |
|------------------|---|---|--|
| 学<br>校<br>生<br>活 | 欠席  | 欠席・遅刻は <u>保護者を通して必ずHR担任に届ける。</u>                              |  |
|                  | 遅刻  |   |  |
|                  | 早退  | 早退・欠課の場合は必ず <u>HR担任に届け出る。</u>                                 | 早退許可証を発行。  |
|                  | 欠課  |   |  |
|                  | 一般生徒下校時間  | 放課後は用事の終わり次第、速やかに下校する。<br>17時以降校舎内に残るものは、担任または係教諭の許可を受ける。     |  |
|                  | 昼食  | 教室でとる。後始末をきちんとする。また、カップ麺等の持ち込みは禁止する。                          |  |
|                  | 登校後の外出  | 原則として許可しない。やむを得ぬ用事があれば、HR担任または係教諭に届け出て、外出許可証を受け取る。            | 外出許可証を発行。  |
| 服<br>装           | 服装は清潔さを保ち、常に西高生としてふさわしく、華美でないものを着用する。<br>生徒手帳（生活について・6「服装」）をよく読み、疑問のあるときは、 <u>勝手な判断をしないで</u> 、HR担任に尋ねること。 |   |  |
|                  | 鞄   | 特に規定はしないが、華美にならないように。   |  |
|                  | 学年章   | 制服Aは左襟、制服Bは左胸部につける。   | 略装では刺繡入りを着用する。   |
|                  | 頭髪  | ペーマ・染色・脱色をしない。  | 特異な髪型は禁止する。  |
|                  | 通学靴   | 華美でない靴を履く。  | 高価な物は使用しない。<br>校内では所定の上履きに履きかえる。   |
|                  | 制服  | A<br>標準学生服を着用する。ベルトを必ず着用すること。<br>夏服：西高規定の長袖シャツか半袖シャツ（刺繡入り）    | 着こなしには十二分に気をつける。<br>制服Aはカラーをつける。（レギュラーカラーの場合）  |
|                  |   | B<br>規定のものを着用（スカート丈は膝丈とする）する。<br>夏服：西高規定の長袖ブラウスか半袖のブラウス（刺繡入り） | スカートは加工しない。  |
|                  | ヘアーアクセサリー   | 髪止め・ピン等で、華美なものは使用しない。   | 色は黒・紺  |
|                  | 靴下  | ソックスは白・黒・紺・灰色の無地。<br>ストッキングは黒またはベージュ。                         |  |
|                  | セーター・カーディガン類  | 白・黒・紺色・グレーの無地のVネック。   | 制服Aは上衣ボタンがかかるように。<br>AB共、着こなしには気をつける。<br>上着の下に必ず着用のこと。<br>制服の袖や裾や襟からはみでる様な物は着用を禁止する。 |
|                  | コート   | 華美でなく、無地のもので、色は黒、紺、グレー、茶色、ベージュ系統とする。                          | 校舎内では着用しない。登下校時は可  |
|                  | マフラー類   | 華美でないもの。  | 校舎内では着用しない。<br>但し、登下校時着用は許可する。<br>帽子類は禁止。  |
|                  | 雨傘  | 特に規定はしないが、華美にならないように。   | 所定の場所に置く。  |
|                  | 化粧品   | 不可。   | 色つきリップは禁止する。   |
|                  | 装身具   | 不可。   | 指輪・ネックレス・ピアス等。   |
|                  | ☆やむを得ない理由で、以上のような服装が出来ない場合は、係教諭に届け出て許可を受ける。   |   |  |
|                  | 自転車通学   | 原則として許可しない。<br>生徒手帳（生活について）の項を参照                              | 片道3km以上の場合に限り交通事情等を考慮し許可することがある。   |
| その他の             | 単車通学  | 原則として認めない。  | 特別の事情があるものはHR担任に申し出ること。  |
|                  | 免許取得  | 生徒手帳（生活について）の項を参照   |  |
|                  | アルバイト   | 原則として許可しない。<br>生徒手帳（生活について）の項を参照                              | 実施にあたっては労働契約書が必要。  |
|                  | 雑誌・トランプ・ゲーム類  | 学校に持参しない。   | 一時預かることがある。  |
|                  | 携帯電話等   | 電源を切って鞄に保管し、校内では使用しない。  | 違反した場合は預かる。  |